

社会福祉法人ウェルハート厚生会

役員等 報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人ウェルハート厚生会（以下「この法人」とう。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする常勤の者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務の執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- （1）非常勤の役員 報酬
- （2）評議員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 非常勤の役員に対する報酬の額及び各年度の総額は別表第1に定める額とする。
2 評議員に対する報酬の額及び各年度の総額は別表第2に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等が出張する場合には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成31年 3月1日より適用する。

別表第1 (非常勤の役員の報酬)

4時間を半日として、4時間を超えるものについては1日とする。

(1) 理事 (報酬総額 1,000,000円まで) /年度

業 務 種 別	報 酬 額
理事会・評議員会 への出席	半日 5,000円 1日 10,000円
上記の他、法人・施設のための職務執行	半日 7,500円 1日 15,000円

※宿泊の伴う出張、又は県外の出張は、旅費日当として扱う (旅費規程 第4条第8項)

(2) 監事 (報酬総額 300,000円まで) /年度

業 務 種 別	報 酬 額
理事会・評議員会 への出席	半日 5,000円 1日 10,000円
監事監査業務	1回 10,000円
上記の他、法人・施設のための職務執行	半日 7,500円 1日 15,000円

※宿泊の伴う出張、又は県外の出張は、旅費日当として扱う (旅費規程 第4条第8項)

別表第2 (評議員の報酬) (報酬総額 600,000円まで) /年度

業 務 種 別	報 酬 額
評議員会 への出席	半日 5,000円 1日 10,000円
上記の他、法人・施設のための職務執行	半日 7,500円 1日 15,000円

※宿泊の伴う出張、又は県外の出張は、旅費日当として扱う (旅費規程 第4条第8項)